

壮瞥町告示第57号

令和7年壮瞥町議会第3回定例会を、次のとおり招集する。

令和7年8月22日

壮瞥町長 田鍋敏也
記

1 期 日 令和7年9月4日

2 場 所 壮瞥町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- (1) 教育委員会委員の任命について
- (2) 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について
- (3) 壮瞥町議會議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- (7) 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- (8) 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
- (9) 令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）について
- (10) 令和7年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- (11) 令和6年度壮瞥町各会計歳入歳出決算等認定について
- (12) 出資法人の経営状況について

○応招議員（9名）

1番 山 本 獻 君	2番 加 藤 正 志 君
3番 長 内 伸 一 君	4番 毛 利 爾 君
5番 佐 藤 恣 君	6番 湯 浅 祥 治 君
7番 菊 地 敏 法 君	8番 真 鍋 盛 男 君
9番 森 太 郎 君	

○不応招議員（0名）

令和7年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和7年9月4日（木曜日） 午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 議案第33号ないし議案第43号及び報告第5号について

（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（9名）

1番 山 本 獻 君	2番 加 藤 正 志 君
3番 長 内 伸 一 君	4番 毛 利 爾 君
5番 佐 藤 恣 君	6番 湯 浅 祥 治 君
7番 菊 地 敏 法 君	8番 真 鍋 盛 男 君
9番 森 太 郎 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	澤 井 智 明 君
企画財政課参事	姥 名 雄 一 君
住民福祉課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課参事	大 内 宏 二 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建設 課 長	山 崎 清 輝 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小 林 一 也 君

◎開会の宣告

○議長（森 太郎君） これより令和7年壮瞥町議会第3回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

5番 佐藤 恵君 6番 湯浅祥治君
を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森 太郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月11日までの8日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月11日までの8日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（森 太郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般、監査委員からの例月出納検査結果報告、定期監査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案11件、報告1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（森 太郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和7年第2回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第2回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、三松正夫記念館三松三朗館長のご逝去について申し上げます。壮瞥町名誉町民、故三松正夫様の遺志を継ぎ、在野にありながら火山と共生する人づくり、まちづくりのため、献身的にご尽力を賜りました三松三朗様が7月29日逝去されました。三松様は、壮瞥町教育委員会委員、町防災会議の有識者としての活動をはじめ、北海道大学の火山の専門家と共に自然や火山を体験的に学習する事業を企画するなど、防災、自然環境、教育など幅広い分野でご活躍されました。継続して実践された取組により、平成12年有珠山噴火では事前の住民避難につながり、こうしたご功績に対し、平成19年には防災担当大臣から防災功労者表彰を、このほか文部科学大臣表彰、環境大臣表彰など多くの表彰を受賞されております。町としましては、三松様が提唱した火山との共生への思いを住民の皆様をはじめ、洞爺湖有珠火山マイスターの皆様と共に受け継ぎ、火山と共生する人づくり、まちづくりを推進してまいる所存であります。生前のご活躍に心から感謝を申し上げ、安らかな眠りをお祈りします。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。まず、7月3日、4日、室蘭地方総合開発期成会として北海道開発局、北海道などに、また7月23日、24日には国土交通省北海道局、道路局、財務省等をはじめ、道内選出国會議員に対し、令和8年度の国費等の要望を行いました。本町としましては、国道453号の交通安全施設等の整備、道道洞爺湖登別線サンパレス工区の早期完成、有珠山外環状線の整備として道道滝之町伊達線の橋梁架け替えと道路整備の促進、道道洞爺公園洞爺線の異常気象時の通行規制の解消や道路幅員の確保等について要望を行いました。また、壮瞥町単独で道道洞爺湖登別線サンパレス工区の早期完成、道道滝之町伊達線、道道洞爺公園洞爺線の整備促進に加え、道道洞爺湖公園線の歩道整備について8月8日に戸田安彦北海道議会議員へ、8月20日に胆振総合振興局及び室蘭建設管理部登別出張所に、9月1日には北海道建設部に対し、要望を行ったところであります。

行政報告を行います。初めに、火山防災に関する啓発事業についてご報告申し上げます。8月26日の火山防災の日に北海道大学名誉教授、宇井忠英先生をお招きし、有珠山噴火講演会、勉強会を開催しました。「洞爺湖・有珠山の火山活動史」をテーマにした講演会には、町民、火山マイスター、関係機関等の約30の方々が参加されました。また、10月5日には火山噴火を想定した防災訓練を計画しており、職員による避難所の開設や避難した住民の受け入れ訓練等を予定しており、こうした事業を継続し、地域防災力と防災意識の向上に努めていく所存であります。

次に、令和7年度北海道消防操法訓練大会についてご報告を申し上げます。7月18

日に北海道消防学校で開催された令和7年度北海道消防操法訓練大会に胆振代表として13年ぶりに壮瞥消防団が出場し、見事に優良賞を受賞しました。本大会は、消防団員による消防操法訓練を行い、消防技術の向上及び士気の高揚を図り、消防活動の充実強化に寄与することを目的に北海道及び北海道消防協会の主催で開催されており、今年は全道から12の消防団が参加しています。出場した壮瞥消防団は、日頃の訓練の成果を遺憾なく発揮し、昨年6月の胆振大会優勝に続き、優秀な成績を収められました。団員の皆様のご努力に敬意を表するとともに、今後のより一層のご活躍を期待しております。

次に、りんごまつりについてご報告申し上げます。町の知名度向上や新たな来訪者の獲得を図るため、令和5年度からアニメキャラクターを壮瞥町りんご大使に迎え、果樹園等を巡るスタンプラリー形式によるそうべつりんごめぐりが開催され、道内外を問わず遠方からも数多くの方が来訪されました。今年度は10月10日から11月16日までの間、昨年度と同様にそうべつりんごめぐりが開催されるのに加え、町民の皆様や近隣の住民の皆様に町の農産物等をより一層身近に感じていただくため、10月19日に道の駅に隣接する広場で農産物等の販売やアトラクションの実施など、小規模ではありますが、そうべつ物産市の開催が予定されています。町としましては、りんごまつりが発展を遂げながら持続的に開催できるよう引き続き支援してまいります。

次に、ふるさと逸品協定に基づく交流事業についてご報告を申し上げます。昨年7月に大阪府泉佐野市と当町の間で締結された協定に基づき、本年6月1日日曜日に泉佐野市りんくうアイスパークにて開催された全国物産館まるかじりジャパンにおいて当町の特産品であるリンゴジュースなどの農産加工品を出品し、総額40万円ほどの売上げがございました。9月には現地での直接販売イベントへの出店も予定しており、今後もこうした相互のイベント機会を捉えた交流を通じ、魅力発信に努めてまいります。

次に、デジタルスタンプラリー事業についてご報告申し上げます。デジタルを活用した販売促進や買物をされる方の町内周遊活性化を目的に、スマホを使ってデジタルスタンプを集めるそうべつスマホdeスタンプラリーを8月1日から開始しております。参加店は、町内の商店や果樹直売所など、7月31日現在で53事業者に及び、9月30日までの2か月間の実施期間であることから、町内での買物や滞在時間の延長など、その経済効果が期待されているところであります。町では、商工会などと連携し、広報での周知を図るなど、その効果を最大限に引き出せるよう引き続き努力していく所存であります。

次に、壮瞥中学校の完成記念式典等についてご報告申し上げます。新校舎の完成を祝う記念式典及び内覧会を本年7月26日に実施しました。教職員や生徒及び関係者115人が出席した記念式典は、新校舎の玄関前でテープカットを行った後吹奏楽部のオープニング演奏に始まり、式辞の後戸田道議会議員及び高橋胆振教育局長の祝辞、

記念品と感謝状の贈呈を行い、永堀壮瞥中学校校長の挨拶で締めくくり、式典後出席者を対象とした内覧会を実施しました。同日午後からの町民の皆様を対象とした内覧会には、地域の皆様や卒業生、児童生徒など122人の参加を得て実施され、参加者からは安全で快適なすばらしい校舎ができたなどの感想をいただきました。中学校整備に関し、ご理解とご協力をいたいた全ての皆様に感謝を申し上げますとともに、今後は充実した学習環境を生かし、そべつ型小中一貫教育の推進により一層取り組む所存あります。

最後に、フィンランド国ケミヤルヴィ市訪問団の来訪についてご報告申し上げます。本町は、平成5年5月に友好都市宣言に調印し、平成7年から中学生フィンランド国派遣事業を実施し、平成8年5月にはケミヤルヴィ市からの訪問団受入れをはじめ、雪合戦交流など相互交流を実施してきたところであります。ケミヤルヴィ市からの来訪は、新型コロナウイルス感染症の影響で8年ぶりとなります。このたびの訪問団は市長及び議長を含む大人5人、学生18人の計23人で、10月13日月曜日から16日木曜日まで本町に滞在する予定であります。その間、小中学校での交流や町内視察をはじめ、両自治体代表者の会談のほか、交流事業を計画しておりますので、皆様の積極的な参加をお願いするとともに、今回の交流が双方にとって有意義な機会になることを期待しております。

以上、令和7年第2回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたします。

○議長（森 太郎君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（森 太郎君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 私のほうから町政に対する一般質問をさせていただきます。

質問事項、持続可能な水道インフラについて。

質問要旨、本年1月28日、埼玉県八潮市で下水道の老朽化による道路陥没事故によりトラックが転落し、尊い1名の命が失われました。お亡くなりになられた方へのご冥福を心よりお祈り申し上げます。しかし、こうした事故は日本全国はどこで、いつ起きてもおかしくない状況です。既に全国の水道管の2割以上が法定耐用年数を超えており、2042年度時点で7割となる見通しとなります。そこで、次の点について質問いたします。

①、公共施設等総合管理計画等の計画において水道インフラはどのような更新方針が設定されているか。

②、本町では、水道インフラについて地域別に更新に必要と見込まれるコストを試

算しているか。

③、本町では、水道施設の維持、更新に際して劣化診断技術、漏水探知システム、耐用年数延長技術などの新技術の活用についてどのように考えるか。導入に当たっては、費用対効果を総合的に考慮する必要があると考えるが、どうか。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 6番、湯浅議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の公共施設等総合管理計画等における水道インフラの更新方針及び2点目の水道インフラの地域別の更新に必要なコスト試算についてですが、公共施設等総合管理計画は公共施設の全般を把握し、長期的な視点を持って改修、更新等に係る費用を抑制し、平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を目指すものであります。水道施設については、管渠などの設備の修繕及び長寿命化を検討し、効率的な設備投資や維持管理に努めることとなっており、具体的には平成29年度から浄水場や配水池、中継ポンプ場の設備更新として電気機械計装設備更新事業を国庫補助金を活用して実施しております。現在は第2期5か年計画となっておりますが、令和9年度以降につきましても5か年計画で位置づけ、計画的に施設の更新を行っていく考えです。

また、今年度公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中長期的な視点で水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営していくための計画であるアセットマネジメントの作成を委託業務で行っており、管路施設も含めた水道施設全体の中長期的な更新の方針や将来の更新費用を算出していくこととなっております。

3点目の新技術の活用についてですが、水道施設の維持、更新につきましては、現在本町においては議員がおっしゃる劣化診断技術などの新技術の導入には至っておりませんが、今後の維持管理や更新に際して有効性や費用対効果を考慮し、新技術に関する知識の習得や既に導入している他市町村の情報収集を行い、検討してまいりたいと考えております。今後においても健全な運営に努め、安全、安心な水を供給できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げ、ご答弁といたします。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございました。8月31日付でございますが、北海道新聞の第1面に北見市の水道料金が来春9,000円になる、値上げするという記事が載っていました。これは全道の上位、人口の10番以内の都市についてのことですがございますが、2024年度の人口減少時代の水道料金、これは全国推計結果では北海道は2028年度には現在より39%値上げとなる結果が報告されております。壮瞥町がどのようにになっていくのか大変重要であると考え、今回の一般質問をさせていただきました。それにつきまして、次に再質問をさせていただきます。

ご答弁では、5か年計画の優先順位を決めて更新しているとのことでしたが、地域ごとの更新コスト算出については触れられておりませんでした。老朽化の進行度や人口分布は、地域ごとに異なり、優先度も変わるはずです。なぜ地域別のコスト試算を行っていないのか、あるいは既に行っているが、町民に公表できない理由があるのか、その点を明確にお答えいただければありがたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

地域別のコストということですけれども、水道事業につきましては平成25年度に滝之町地区の簡易水道事業と仲洞爺地区の簡易水道事業の事業統合を行っております、また東湖畔トンネルの工事に併せて水道管を布設して仲洞爺地区と管路もつながりまして、今現在管路網としても全て1つでつながっているという状況であります。事業も今は一つの事業として行っており、管路網も一体化されておりますので、更新費用等については壮瞥町簡易水道事業ということで、全体で優先的に行っていくという考え方でございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） その点につきましては、ご理解しましたけれども、続きまして再質問またさせていただきます。

ご答弁では、アセットマネジメント計画を策定することでした。それを行政内部の管理資料にとどめるのではなく住民にとって意味がありません。地域ごとの更新必要額と時期を町民に分かりやすい形で公表すべきではないでしょうか。その是非を、もし実施するのであれば具体的な時期をお示しください。

また、公表できないのであればなぜできないのか、その理由も併せてお答えください。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

先ほど町長のご答弁でもありましたけれども、アセットマネジメントを今年度策定している状況でございます。今年度作成し終わったら、ホームページなどで公表したいと考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 分かりました。ぜひ公表のほうでお知らせをいただければと思います。

それで、さらに質問させていただきます。仮に更新コストが今後増加するとすれば町財政や水道料金にどう跳ね返るか、住民にとって最大の関心事であります。更新費用の長期的な財政シミュレーションを作成して町民に説明する考えはありますでし

ようか。お願ひいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

今の議員のほうおっしゃりましたとおり、これからの中長期需要というものは非常に高まっていくということと人口減少もしていくということで、料金収入の減少に対しまして更新投資というのはもう必要になっていくと、どんどん高くなっていくと考えております。そのために、収支ギャップを解消していくためにはさらなる経営の効率化というのはもちろん図っていかなければなりませんけれども、一方公営企業は料金収入をもって経営を行うということが基本原則でございますので、料金水準の適正化についても、言わば料金改定ということも今後は検討していくかなければならないかと考えております。その際に議員の皆さんや住民の皆さんへの説明も行なながら、ちょっと時期は未定ですけれども、行っていく必要があるとは考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） やはり人口減とか収入がだんだん、どんどん減っていく中で、水道料金も値上げされざるを得ない状況にあるかなと思いますので、ぜひその辺は明確に早めに町民のほうに知らせていただきながら、検討していただきたいと思います。

それと次に、また質問をさせていただきます。下水道や道路などほかのインフラとの更新時期が重なると財政負担が急増する可能性がございます。水道単独ではなく他のインフラとの同時更新リスクをどう把握して対応しようとしているかお伺いいたします。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

今おっしゃられましたとおり、水道施設の更新とこれから今後下水道というのも更新がやってまいります。あと、道路ですか、そういうインフラ全てそういう更新時期というのはどんどんかかっていきますので、町全体の財政、ほかの投資とともに含めまして総合的に検討しながら、年次的に計画を立てていきたいと考えております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） インフラの更新というのは、やはり水道事業にかかわらずたくさんございますので、その辺は同時期に更新リスク等も高まるかなと思いますので、ぜひその辺を対応よろしくお願いしたいと思います。

それでは、もう一つ質問させていただきます。先ほどの答弁で新技術の導入には至っていないということですが、町内の老朽管の更新率が低い状況で、新技術なしで従来手法だけで本当に追いつけるのか、危機感をどう持つていらっしゃるのかお伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃります新技術というのは、多々いろんなものございまして、例えば人工衛星を使って漏水箇所を検知するですか、あとほかの水道管の老朽箇所を中から塞いでいくようなものですとか、そのほかにもいろいろございますけれども、その辺は先ほど町長の答弁にもありましたとおり、まずそういうものがどういうものがあるという知識の習得と今後費用がどれぐらいかかるのか、それからまだ新しい技術ですので、どういうものになるかということも含めまして他市町村の情報等も収集しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） ご答弁の中でも他市町村導入事例を参考にするというお話をされました。既に導入されていて成果を上げている自治体もございます。成果を上げている自治体についてどこどこという、そういう認識をされているのか、どこの自治体を参考にするのか、お答えいただければなと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

これからいろいろ検討していく段階でございまして、今のところどこで何をやっていてとかという状況にはまだ至っておりません。今後そういう自治体等を含めまして、うちの町で導入できそうなものがあれば聞いていくとか視察に伺うとか、そういうものも含めまして今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） これから検討されるということでございますけれども、いろいろな技術についてもう取り組んでいる自治体もございますので、その辺はよく研究されるようお願い申し上げます。

あと、例えば音響による漏水探知、AI画像診断、あと耐震性管への布設替えなど、こういう新技術がございます。導入可能な分野は多様なのですけれども、町としてまだ検討ということでございますけれども、どのような分野から優先的に検討を始めるというのが決まっているか、これからなのかどうかあれですけれども、もしお決まりであればお伺いしたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

先ほども申しましたけれども、まだ検討段階ですので、どの分野というのは明確には決まっておりませんが、まず漏水箇所を、先ほどの人工衛星のものとかいろいろありますので、そういうもので漏水箇所とか老朽化している管とか、そういうところで先にどの辺が老朽化しているのかというのが見つかるようなものがあれば、そうい

うものも含めてちょっと検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。これからまだ検討段階ということでございますので、その辺はよく考えていただいてと思います。

先ほども申し上げました新技術は、初期投資が大きくて長期的には維持管理費が削減できるケースがございます。短期的コストだけでなく長期的なライフサイクルコスト削減の観点で評価する仕組みを導入するお考えは、検討でしょうねけれども、ございますか。伺います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

新技術の導入に当たりましては、今議員おっしゃられましたとおり、新技術の導入というのは確かに初期費用というのはかかるてくると思いますけれども、イニシャルコスト、ランニングコスト全て含めて長期的に判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 6番、湯浅祥治君。

○6番（湯浅祥治君） 答弁ありがとうございます。先ほども申し上げましたけれども、やはり北見市が道新の1面にも載りましたけれども、来年度から九千幾らという、9,000円台の改定ということで大々的に大きく載っておりました。壮瞥町としても、これからの定住、移住も考えれば大きな値上げがどれだけになるのかというのはやはり大きな影響を与えるのではないかなど私も考えておりますので、その辺もできるだけ安い金額での更新とか、その辺を考えていただいて新技術も導入していただければと思います。

最後になりますけれども、これまで持続可能な水道インフラについて様々な観点から質問してまいりました。冒頭にも述べさせていただきましたが、1月には埼玉県の八潮市で大変痛ましい事故が発生いたしました。こうした事故を風化させず再発防止を進めていくためには、残された私たちは教訓は何であるかを学ぶことが大事であると私は思います。大事なことは、そこから何かを学び取るか、何を未来への指針にするかということではないでしょうか。

改めて強調したいのは、将来世代への責任です。現在の私たち世代において将来にわたり十分な水を確実に提供し、安全なインフラを維持できるようにしていく義務があります。このまま老朽化を放置し、問題を先送りすれば将来世代に対して大きな負担とリスクを強いることになります。また、人口減少と過疎の問題が深刻化していく中、これまでのインフラを丸ごと維持しようとすれば、それも将来世代により大きな負担とリスクを押しつけることになります。

こうした局面でこそ必要なのが減量の経済学という視点です。二宮金次郎像で有名

な二宮尊徳は、大人がお風呂に入ってお風呂の湯が足りなくて肩までつかれないというようなことばかり言う。しかし、お風呂の湯舟の中でしゃがんだら湯は上まで上がって肩までかかるのだ。なのに、立ったままで肩までつかれないということで文句を言って、もっと湯を増やせというようなことばかり言っている。しゃがめばそれで十分に肩まで入れるようになるのだということを言っております。自分がこれはどうしてもやらなければいけないものだと思っていたものの中に無駄なものはありませんかということを考えてみると、結構あるのではないかというふうに思います。だから、質素儉約をするところでは質素儉約をしながら、勤勉の哲学を失わず自分の時間密度を高めていく、それから人間的活動としての付加価値を増やしていく、これが全体の潮流になってくれば国として、町として発展して富んでいくことになるわけです。

水道インフラの更新においてもこうした減量の経済学の考え方方が大切になってくると考えます。水道インフラは、私たちの社会の基盤であり、公共の財産でもあります。そうであるならば、本町の活性化や発展につながるインフラ投資は何なのかということを真剣に考えて、行政としても状況を的確に分析し、インフラのスリム化やダウンサイ징を含めた将来のビジョンやそれに伴う財政負担を住民に示していくことが重要ではないでしょうか。もちろん現下の財政や人口状況は非常に厳しく、耳に痛い話も避けられないかもしれません。しかし、それを隠さずに住民と共有し、率直に話し合っていくことで良識ある議論が生まれ、本町のよりよい地方自治が育まれていく信じております。

以上をもちまして本質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（森 太郎君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第33号ないし議案第43号及び報告第5号について

○議長（森 太郎君） 日程第6、議案第33号ないし第43号及び報告第5号を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和7年第3回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第33号から議案第43号までの11件、報告第5号の1件、合計12件であります。

この提出議案のうち、人事案件についてご説明をいたします。

議案第33号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

教育委員会委員の任命についてありますが、現委員の松永美継氏は平成16年3月4日付で教育委員に就任して以来現在まで6期21年にわたり教育の振興にご尽力をいただいておりますが、このたび令和7年9月30日をもって任期満了となるため、

引き続き同氏を教育委員として選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

松永氏には教育委員就任後精力的に教育行政の適正な執行にご尽力をいただいており、当町の教育委員として適任と判断しておりますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上、人事案件の提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森 太郎君） 副町長。

○副町長（原 收君） 私から人事案件以外の提出議件の内容につきましてご説明いたします。

議案集の2ページになります。議案第34号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について。

壮瞥町表彰条例に基づき下記の者を表彰したいので、同条例第4条の規定により議会の同意を求める。

被表彰者につきましては、7月29日に開催された壮瞥町表彰審議会から答申がありました貢献表彰、自治に関するものとして山田光大氏、関孝博氏、石田拓也氏、堂下洋紀氏、今野優也氏、社会事業に関するものとして佐長泰教氏、次原末夫氏、教育、文化、体育に関するものとして小笠原賢司氏で、合わせて8人の方々であります。

また、議決事項ではありませんが、永年在住功労者の感謝状につきましては35人が、栄誉賞につきましては2人が、栄誉をたたえてにつきましては1人、1団体の方々が該当になりますことを参考までお知らせいたしますとともに、その方々の一覧を別に配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

次に、5ページになります。議案第35号 壮瞥町議會議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

壮瞥町議會議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラと選挙運動用ポスター作成の公費負担に係る限度額が引き上げられたため、壮瞥町議會議員及び壮瞥町長の選挙におけるこれらの公費負担の限度額を国政選挙に準じて引き上げるものであります。

条例の改正内容ですが、第8条に規定する選挙運動用ビラの公費負担できる1枚当たりの作成単価上限額を8円38銭に、第11条に規定する選挙運動用ポスターの公費負担できる1枚当たりの作成単価上限額を586円88銭に改めるものであります。

附則では、この条例は公布の日から施行することとし、改正後の第8条及び第11条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この

条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙につきましては、なお従前の例によることとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

7ページになります。議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、人事院規則が改正されたことに伴い、改正するものであります。

条例の改正内容ですが、仕事と育児の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を図るため、第19条として妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等を追加し、同条第1項では出生時の両立支援制度について、第2項では育児期の両立支援制度についての個別周知と意向確認及び個別の意向の聴取について規定をし、第3項では聴取した意向に対する配慮について規定するものであります。

附則第1項では、この条例は、令和7年10月1日から施行することとし、第2項では経過措置を定めております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続いて、10ページになります。議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本件につきましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児のために勤務しないことを認める部分休業制度が現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする拡充がされたことに伴い、改正するものであります。

条例の改正内容ですが、11ページ中段以降になりますけれども、法改正により拡充された部分休業について、第19条の2として承認の規定を、第19条の3として1年の期間の規定を、第19条の4として1年間で休業できる時間の規定を、第19条の5として申出内容を変更することができる特別の事情の規定を追加するものであります。

附則第1項では、この条例は、令和7年10月1日から施行することとし、第2項では経過措置を定めております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続いて、13ページ、議案第38号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、それと議案集15ページになります。15ページの議案第39号 北海道市町村職員退

職手当組合規約の変更について、17 ページの議案第 40 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、この 3 議案につきましては同一理由による提案でございますので、一括説明をさせていただきます。

この 3 議案につきましては、本町が構成団体となっている当該組合から江差町・上ノ国町学校給食組合が組合解散により脱退することから、地方自治法第 286 条第 1 項の規定に基づき、組合を組織する市町村等を規定する規約の別表を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

附則では、この規約は、地方自治法第 286 条第 1 項の規定による北海道知事または総務大臣の許可の日から施行することとしております。

なお、別にそれぞれ新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

続いて、議案集 19 ページになります。議案第 41 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 4 号）について。

令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 47 億 2,968 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 2 億 779 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49 億 3,747 万 8,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 2 条、地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。27 ページになります。総務費、総務管理費、一般管理費で 82 万円の追加となります。一般管理事業のテレビ受信料になりますが、テレビ放送を受信可能なカーナビが設置された公用車につきましては、NHK との受信契約が必要になりますが、これまで未契約であった公用車 8 台分の受信料を計上するものであります。なお、今後公用車につきましては、業務上特に必要がある場合を除き、テレビ受信機能を撤去するなどテレビ視聴ができないような措置を講ずることとしております。

テレビ難視対策費で 37 万円の減額となります。テレビ難視聴対策費の壮瞥滝之町ミニサテライト局非常用直流電源装置更新工事になりますが、当初の計画では町が工事を発注し、NHK から負担金を求めるとしておりましたが、その後の協議により NHK が工事を行い、町が負担金を納めることとしたため、工事請負費を 100 万円減額し、負担金補助及び交付金を 63 万円計上するものであります。

財産管理費で 80 万円の追加となります。公共施設管理事業（指定管理者施設）になりますが、久保内ふれあいセンターの熱交換器の不具合による清掃、修理経費として修繕料 45 万円、来夢人の家の床暖房用ボイラーが故障したため、ボイラー交換経費として工事請負費 35 万円をそれぞれ計上するものであります。

財政費、町有住宅管理費で 550 万円の追加となります。町有住宅維持管理事業の定

住促進住宅整備工事になりますが、既存建物の壁材を解体し、内部を確認したところ土台や柱等に想定以上の劣化が確認されたため、改修工事や屋根ふき替え工事の追加が必要になったこと、また敷地内にある老朽化した鉄塔を安全確保の観点から除却するため、それぞれ必要な経費を計上するものであります。

財政調整基金費で 6,441 万 5,000 円の追加となります。財政調整基金積立金になりますが、令和 6 年度繰越金 6,434 万 1,000 円と定期預金利率の上昇に伴う利息 7 万 4,000 円を計上するものであります。

地域振興基金費で 3 万 9,000 円の追加となります。地域振興基金積立金になりますが、定期預金利率の上昇に伴う利息 3 万 9,000 円を計上するものであります。

企画費、企画費で 2,999 万 9,000 円の追加となります。ふるさと納税事業になりますが、ふるさと納税事業の一般寄附金の増加が見込まれ、既定の予算では不足が生じるため、ふるさと納税特産品で 2,046 万円、普通旅費で 2 万 7,000 円、食糧費で 3 万円、通信運搬費で 17 万円、ポータルサイト決済等手数料で 924 万円、オンラインワンストップサービス使用料で 6 万 6,000 円、駐車料で 6,000 円をそれぞれ計上するものであります。

ふるさと応援基金費で 3,000 万 1,000 円の追加となります。ふるさと応援基金積立金になりますが、ふるさと納税事業の一般寄附金の増加が見込まれるため、計上するものであります。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で 9 万 2,000 円の追加となります。介護保険特別会計繰出金になりますが、介護保険特別会計の補正に伴い整理するものであります。

心身障害者福祉費、障害者自立支援費で 80 万 3,000 円の追加となります。障害者自立支援給付等事業の障害者自立支援給付審査支払等システム事業費負担金になりますが、西いぶり広域連合で実施する就労選択支援の創設及び報酬請求システムのサービスコード修正に伴うシステム改修費に係る当町負担分を計上するものであります。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費で 185 万円の追加となります。保健衛生事業経費になりますが、新たに採用予定の会計年度任用職員に係る報酬 134 万円、期末、勤勉手当 22 万 3,000 円、社会保険料 28 万 7,000 円をそれぞれ計上するものであります。

環境衛生費で 53 万円の追加となります。環境衛生運営の害虫駆除委託料になりますが、例年に比べ蜂の活動が活発化し、蜂駆除件数が大幅に増加しており、既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

商工費、商工費、商工業振興費で 122 万 3,000 円の追加となります。中小企業振興対策（中小企業振興資金）の壮瞥町起業化促進補助金になりますが、当初 1 件の申請を想定しておりましたが、3 件の申請があったことから、不足分を計上するものであ

ります。

観光費で 1,200 万円の追加となります。そうべつ情報館運営事業のそうべつ情報館機能拡充工事になりますが、農産物直売所改修設計において利用者の利便性向上を図るため、調理場スペースや来客者の動線等の確保について再検討した結果、改修範囲を広げる必要が生じたこと、また昨今的人件費や資材費高騰の影響もあり、既定の予算では不足が生じるため、必要な経費を計上するものであります。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費で 3,751 万円の追加となります。町道道路改良舗装工事になりますが、町道山手線の簡易舗装区間につきましては毎年雪解け後に穴ぼこや亀裂が発生し、降雨時には水たまりが多数できるなど日常生活に支障を来していることから、令和 7 年度で終了する緊急自然災害防止事業債を活用して凍上災害の予防のため、道路改良舗装工事を行うものであります。

教育費、中学校費、学校管理費で 130 万 9,000 円の追加となります。中学校運営事業の機械器具費になりますが、令和 7 年 6 月の指定寄附金を活用し、新校舎体育館ステージ用の舞台を購入するものであります。

諸支出金、諸費、国道支出金返還金で 375 万 2,000 円の追加となります。その内訳になりますが、住民福祉課所管分の国、道支出金につきましては、令和 6 年度の事業完了に伴い、実績により 324 万円の不用額が生じたため、返還するものであります。また、令和 6 年度に北海道から交付された経営発展支援事業補助金につきましては、補助対象者の一人から当該補助金に含まれる消費税分の返還を受けたことから、同額の 51 万 2,000 円を返還するものであります。

給与費、給与費、給与費で 1,751 万 9,000 円の追加となります。職員退職手当組合納付金になりますが、納付金算定に係る負担率の上昇や前年度退職者の追加負担金額の確定に伴い計上するものであります。

○議長（森 太郎君） これより休憩といたします。再開は 11 時 15 分といたします。

休憩 午前 11 時 02 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（森 太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

○副町長（原 收君） 引き続き議案の説明を行います。

議案集の 25 ページになります。歳入になります。歳入では、地方交付税、地方交付税、地方交付税で 6,503 万 8,000 円の追加となります。今年度の普通交付税の交付額は 17 億 6,698 万 9,000 円と決定されております。

国庫支出金、国庫補助金、民生費補助金で 40 万円の追加となります。障害者自立支援給付審査支払等システム事業費補助金になりますが、システム改修費に対する補助金を計上するものであります。

商工費補助金で 461 万円の追加となります。新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）になりますが、そうべつ情報館機能拡充事業の計画変更に伴い計上するものであります。

道支出金、道補助金、民生費補助金で 6,000 円の追加となります。北海道市町村援護事務交付金になりますが、戦没者特別弔慰金の事務経費に対する交付金を計上するものであります。

土木費補助金で 70 万円の追加となります。地域づくり総合交付金になりますが、定住促進住宅整備事業の増額補正に伴い計上するものであります。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金で 11 万 3,000 円の追加となります。基金預金利子等になりますが、財政調整基金及び地域振興基金の定期預金利率が当初の見込みより上昇したため、計上するものであります。

寄附金、寄附金、一般寄附金で 6,400 万円の追加となります。その内訳になりますが、ふるさと応援寄附金では 6,000 万円の追加で、実績を見込んで計上するものであります。壮瞥中学校備品等整備事業に対する指定寄附金では 200 万円の追加で、匿名希望者からの寄附金を計上するものであります。企業版ふるさと納税寄附金では 200 万円の追加となりますが、1 法人からの寄附金を計上するもので、寄附法人の意向により定住促進・まちづくり推進事業に活用することとし、それぞれ各事業に充当するものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で 2,434 万 1,000 円の追加となります。令和 6 年度の繰越金となります。

諸収入、雑入、雑入で 18 万 4,000 円の追加となります。その内訳になりますが、雇用保険被保険者負担分では新たに採用予定の会計年度任用職員の雇用保険料自己負担分として 1 万円を追加し、壮瞥デジタルテレビ中継局更新工事 NHK 分負担金では壮瞥滝之町ミニサテライト局非常用直流電源装置更新工事 NHK 分負担金 33 万 8,000 円を減額し、経営発展支援事業補助金返還金では令和 6 年度に交付した経営発展支援事業補助金について補助対象者から当該補助金の一部返還を受けるため 51 万 2,000 円を追加するものであります。

町債、町債、総務債で 360 万円の追加となります。定住促進住宅整備事業の増額補正により計上するものであります。

商工債で 730 万円の追加となります。そうべつ情報館機能拡充事業の増額補正により計上するものであります。

土木債で 3,750 万円の追加となります。町道山手線道路整備事業の実施により追加するものであります。

なお、30 ページ以降に給与費明細書をおつけしておりますけれども、後ほどご照覧ください。

また、20 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲

でありますので、説明は省略いたします。

22 ページになります。第 2 表、地方債補正では、追加で、町道山手線道路整備事業で限度額 3,750 万円になります。利率は 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができるとしております。

変更では、定住促進住宅整備事業、限度額 1,430 万円を 1,790 万円に、そうべつ情報館機能拡充事業、限度額 6,660 万円を 7,390 万円にそれぞれ変更するものであります。

続いて、32 ページになります。議案第 42 号 令和 7 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和 7 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 8,770 万円に歳入歳出それぞれ 6,588 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 5,358 万 5,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明いたします。37 ページになります。地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で 48 万円の追加となります。機器借り上げ料になりますが、介護報酬請求等のシステム端末 4 台について、ウィンドウズ 11 に対応した機種に更新する経費を計上するものであります。

基金積立金、基金積立金、基金積立金で 1,003 万 8,000 円の追加となります。令和 6 年度繰越金 6,540 万 5,000 円から償還金 5,536 万 7,000 円を控除した額を積み立てるものであります。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金で 5,536 万 7,000 円の追加となります。社会保険診療報酬支払基金交付金及び国庫、道費負担金等返還金になりますが、令和 6 年度事業費の確定に伴い計上するものであります。

続いて、36 ページの歳入では、保険料、介護保険料、第 1 号被保険者保険料で 11 万 2,000 円の追加となります。特別徴収保険料になりますが、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の増額補正に伴い計上するものであります。

国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で 18 万 4,000 円の追加となります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に対する交付金を計上するものであります。

道支出金、道補助金、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で9万2,000円の追加となります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に対する同交付金を計上するものであります。

繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で9万2,000円の追加となります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に対する繰入金を計上するものであります。

繰越金、繰越金、繰越金で6,540万5,000円の追加となります。令和6年度の繰越金となります。

なお、33ページの第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略いたします。

続きまして、議案集38ページになります。議案第43号 令和6年度壮瞥町各会計歳入歳出決算等認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度壮瞥町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計の歳入歳出決算を、地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度壮瞥町簡易水道事業会計、集落排水事業会計の決算を、それぞれ監査委員の意見をつけて議会の認定を求める。

本件につきましては、地方自治法第233条第1項及び地方公営企業法第30条第1項の規定に基づき、会計管理者から提出のあった決算書につきまして、8月7日から8月13日までのうち4日間、本町監査委員の審査を受けておりますが、8月26日に監査委員からそれぞれの決算審査意見書の提出がありましたので、令和6年度壮瞥町各会計及び壮瞥町公営企業会計の決算を監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

令和6年度各会計歳入歳出決算書、令和6年度壮瞥町公営企業会計決算書及び令和6年度壮瞥町各会計予算の執行成果概要を別に配付しておりますが、執行成果概要に基づき各会計ごとの決算概要について説明いたします。執行成果概要こちらになります。初めに、執行成果概要5ページの3の一般会計決算額の状況についてでありますが、歳入決算額45億4,119万7,000円、歳出決算額44億5,538万4,000円、差引き8,581万3,000円が次年度へ繰越しとなります。また、翌年度への繰越事業に必要な財源2,147万2,000円を控除した実質収支額は6,434万1,000円となります。

6ページの4の基金現在高の状況につきましては、前年度に比べ1,271万1,000円減の21億7,960万4,000円となります。基金現在高が減少した主な要因は、財政調整基金で過疎法に基づく課税免除による固定資産税の減収分を補填するための繰入れによるものであります。

5の地方債現在高の状況につきましては、前年度に比べ1億5,741万円増の42億6,867万6,000円となります。地方債現在高が増加した主な要因は、町道整備の実施、新中間処理施設建設や壮瞥中学校建て替えの継続による過疎対策事業債（ハード）な

どの発行によるものであります。

6の財政指標の状況につきましては、財政力指数が0.192、経常収支比率が84.2%、実質公債費比率が8.2%となっております。

次に、11ページの国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額3億3,202万8,000円、歳出決算額3億2,641万8,000円、差引き561万円が次年度へ繰越しとなります。また、基金現在高の状況につきましては4,063万5,000円となります。

次に、12ページの後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額5,810万3,000円、歳出決算額5,648万円、差引き162万3,000円が次年度へ繰越しとなります。

次に、13ページの介護保険特別会計につきましては、歳入決算額4億4,206万6,000円、歳出決算額3億7,665万9,000円、差引き6,540万7,000円が次年度へ繰越しとなります。また、基金現在高の状況につきましては2万3,000円となります。

次に、14ページの簡易水道事業会計になりますが、収益的収支につきましては、簡易水道事業収益決算額2億1,592万8,000円、簡易水道事業費用決算額2億122万1,000円となります。資本的収支につきましては、資本的収入決算額1億3,915万4,000円、資本的支出決算額2億114万1,000円となります。不足する額6,198万7,000円につきましては、引継ぎ金、引継ぎ未収金、企業債、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金で補填をしております。また、地方債現在高の状況につきましては、前年度に比べ2,420万8,000円減の8億4,259万6,000円となります。

次に、集落排水事業会計になりますが、収益的収支につきましては、集落排水事業収益決算額2億1,183万6,000円、集落排水事業費用決算額1億9,929万4,000円となります。資本的収支につきましては、資本的収入決算額9,129万3,000円、資本的支出決算額1億3,925万2,000円となります。不足する額4,795万9,000円につきましては、引継ぎ金、企業債、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、当年度未処分利益剰余金で補填をしております。また、地方債現在高の状況につきましては、前年度に比べ350万円減の5億3,986万3,000円となります。

なお、議案書の壮瞥町監査委員から提出のありました令和6年度壮瞥町各会計歳入歳出決算及び基金の運用状況に関する審査意見書並びに令和6年度壮瞥町企業会計決算審査意見書、別に配付しております令和6年度決算に係る主要事業一覧（主要施策の成果概要）につきましては後ほどご照覧ください。

続いて、また議案集に戻りまして、89ページになります。報告第5号 出資法人の経営状況について。

下記の法人の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、町が 2 分の 1 以上を出資する法人につきましては、毎事業年度の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされておりすることから、関係書類を提出し、報告するものであります。

初めに、1 の有限会社オロフレリゾートになりますが、当該会社は平成 13 年 9 月 12 日に設立され、平成 16 年 12 月 17 日から指定管理者としてオロフレスキーサー場と弁景地域間交流拠点施設の管理運営を行っております。令和 6 年度の事業概要につきましては、オロフレホットピアザ研修室の宿泊利用は 199 人と前年と同程度の利用となっております。なお、修学旅行の農業体験利用は前年で終了しております。キャンプ場につきましては、近年のアウトドア人気の影響により、利用者は 1,127 人と前年比で約 2 割増加しております。次に、冬季のスキー場の営業についてですが、予定どおりオープンすることができたものの、1 月中旬にリフトの電気系統トラブルにより 12 日間の営業中止となり、冬季の営業日数は前年と同じ 67 日間となりました。リフトの輸送人員は 6 万 1,856 人で前年比で 16% 増となりましたが、リフトの売上げは 561 万 4,000 円で、前年比で 2 % 増にとどまっております。また、インバウンドの利用者増によりレンタルの売上げは前年比で約 6 割増となったものの、バナナボートは雪不足等により運行可能日数が少なく、前年を下回っております。最終的な決算は、議案集 97 ページに損益計算書がついておりますが、12 日間の営業中止や人件費、電気代等の高騰の影響により 129 万 5,000 円の当期純損失となっております。なお、令和 7 年度の事業計画及び予算につきましては後ほどご照覧ください。

次に、2 の有限会社壮瞥町リサイクルシステムになりますが、当該会社は堆肥製造供給施設の運営会社として平成 17 年 2 月 8 日に設立されております。議案集の 104 ページ以降に資料をおつけしておりますが、令和 6 年度の事業概要につきましては堆肥の生産量では計画量 2,500 立方メートルに対して 2,100 立方メートルで、計画比 84.0%、前年比では 100.0% となっております。堆肥製造に係る原料及び副資材の受入れ量では計画量 2,090 トンに対して 1,778 トンで、計画比 85.1%、前年比では 97.3% となっております。堆肥の販売量では、そうべつの恵が計画量 1,630 立方メートルに対し 1,021 立方メートルで、計画比 62.6%、前年比では 104.3% となっており、生ごみ堆肥のみんなのゆうきは、計画には位置づけておりませんが、54 立方メートルの販売実績となっております。令和 6 年度の販売金額の合計は、計画販売額 800 万円に対し 736 万 2,000 円で、計画比 92.0%、前年比では 109.9% となっております。最終的な当期純利益は、こちらも 108 ページのほうに損益計算書おつけしておりますが、当期純利益として 4 万 887 円となっております。なお、令和 7 年度の事業計画及び予算につきましては後ほどご照覧ください。

以上が今定例会に提出いたします議案等の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

9月5日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時41分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

令和7年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和7年9月5日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第33号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 3 議案第34号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰について
- 日程第 4 議案第35号 壮瞥町議會議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第38号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 9 議案第40号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第10 議案第41号 令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第11 議案第42号 令和7年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第43号 令和6年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 報告第 5号 出資法人の経営状況について
- 日程第14 意見案第2号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

○出席議員（9名）

1番 山 本 獻 君	2番 加 藤 正 志 君
3番 長 内 伸 一 君	4番 毛 利 爾 君
5番 佐 藤 恣 君	6番 湯 浅 祥 治 君
7番 菊 地 敏 法 君	8番 真 鍋 盛 男 君
9番 森 太 郎 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	澤 井 智 明 君
企画財政課参事	姥 名 雄 一 君
住民福祉課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課参事	大 内 宏 二 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建設 課 長	山 崎 清 輝 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小 林 一 也 君

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
7番 菊地敏法君 8番 真鍋盛男君
を指名いたします。

◎議案第33号

○議長（森 太郎君） 日程第2、議案第33号 教育委員会委員の任命についてを
議題といたします。

質疑を受けます。

5番、佐藤恵君。

○5番（佐藤 恵君） ただいま異議なしの声がありました。この委員の選任は常に異議なしで同意されております。この委員の任命についての提案には、その都度ご苦労があることは分かっておりますが、議会の同意を得て4年間壮瞥町の教育行政に携わる委員の皆さんに日常の行動力が必要と私は常日頃考えておりますので、以下述べたいと思います。

教育委員会の開催は、告示行為で役場内の告示板に告示されます。このような会議に出席することは委員として当然の務めだと考えておりますし、そこで委員として町内の教育行事に关心を持っていただきたい、そのような行動力を私は期待したいと思います。

過去の事例から何点かお話ししたいと思います。6年10月22日、役場大会議室を会場に夜、町主催の分野別懇談会として教育、子育て、生涯学習分野としての懇談会が開催されました。私は教育分野の懇談会で町民の皆さんができるような考え方を持って参加しているかということで参加いたしましたが、残念なことに教育委員の出席はたしか1名でなかったかと私は記憶しております。6年11月29日、山美湖を会場にフィンランド派遣事業成果報告会がありました。このときは教育委員の参加はあったでしょうか。中学生が派遣事業成果をまとめ、真剣に発表している姿をやはり見てあ

げて、そして事業に参加しない教育委員もその内容を十分理解する機会でなかったかと思いますけれども、そのようなことはあったでしょうか。その他高等学校の各種行事をはじめ、社会教育の各種活動と教育に関する活動は多々あります。つい最近の事例では、9月28日午後6時30分から開催された教育委員会主催の壮瞥町部活動の在り方に関する説明会がありましたが、この説明会は6年度と7年度の壮瞥町教育行政執行方針の中で社会体育推進のために部活動を地域で取り組むと掲げ、地域の皆さんに呼びかけて地域での部活動の取組について共通理解促進のための説明会でなかつたかと私は理解しておりますけれども、この説明会に教育委員さんは出席していましたでしょうか。教育委員は既に執行方針に2年前から取り組んでいるから十分理解しているとは思いますけれども、共に学ぶ姿勢に私は欠けているのでないかな、そのように思えてなりません。

また、教育委員の就任期間ですけれども、1期4年ですが、昭和52年、1977年以降の48年間の教育委員をお願いした人数は18人です。最長で30年、最短で3年、この方は死去されております。長い順から申し上げると、22年、21年、15年、14年、13年、12年、10年、9年、8年、7年とお務めになっておりますが、現委員の皆さんには最長で21年、15年、14年、13年となっております。同じ人が長年続けると提案説明にありました適正な執行につながる利点はあると思いますが、私は人を育てるという観点から交代も含めて考えることが必要と考えます。今後も毎年教育委員の選任に係る提案がありますが、よりよい壮瞥町の教育行政推進のために、過去にとらわれず委員の選任の提案を要望したいと思います。

先ほど異議なしの声もありましたが、この提案に先立ち関係委員と町は話し合いをして継続依頼の了解をいただいていることでしょう。このことからして今後改善を加えることを要望し、今回の提案について先ほど異議なしという言葉がありましたけれども、私も了承したいと思います。

以上を述べましたけれども、このようなことについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 貴重なご意見ありがとうございます。

教育委員は、市町村長が被選挙権を有する者の中から教育、学術、文化に関する識見を持ち、人格が公正な方のうちから選任し、議会の同意を得て任命するものであり、選任に当たっては年齢、性別、職業に偏りがないよう配慮すべきと、このように認識をしているところであります。本町の教育委員さんの平均年齢は本年9月1日現在で64.8歳で、文部科学省の過去の2019年、令和元年の調査では全国平均が59.1歳であり、高齢化が進む本町の実態からして同程度かと思っております。また、同調査では平均在職年数が4.9年ということではありますけれども、近隣の教育委員会では私が教育長を務めていた頃の委員さんも相当数まだいらっしゃる実態もあり、各自治体の

実情により任命と組織体制で運営されているものと認識しております。

本町では過去、今ありましたけれども、最長の長い方で 24 年お務めいただいた方も私の調べではあるのかなと思っておりまして、任期途中で死亡した方も、退任された方もいらっしゃいますけれども、平均の在職年数は 10 年程度であったと、このように思っております。小規模自治体において委員会の設置の趣旨に合致し、施策の推進に必要とされる識見を有し、それぞれのなりわい、家庭の事情を抱えながら就任にご理解をいただき、年齢、性別、地域などに配慮し、選任することは難しい側面が小規模自治体ならではの事情としてあるものと、これについてはご理解いただけるものと思っているところであります。

また、ご指摘のあった行事に、3つ、4つあったと思いますけれども、委員の参加がないのではないかというご指摘もあろうかと思いますけれども、それをもってして教育に対する情熱がないのではないかということにはならないと思っているところであります。

私の公約として、施設の整備も含めて教育の振興、施策の推進を掲げており、豊富な経験と高い識見を有する教育委員さんの力は必要だと私は認識をしております。法改正前には、松永委員さんは教育委員長も経験していらっしゃる。ほかの委員さんも教育行政の執行に当たり問題解決に意欲を有し、職責への深い自覚と使命感で活動されている、私はこのように認識をしておりますので、こうしたことから本町教育行政に必要な方を推薦、選任をし、議案として提案させていただいているということをご理解をいただきたいと、このように思っておりますご答弁とさせていただきますが、いただいた意見については貴重な意見として今後の参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第 33 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第 34 号

○議長（森 太郎君） 日程第 3、議案第 34 号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰についてを議題といたします。

質疑を受けます。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 壮瞥町表彰条例に基づく表彰については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第35号

○議長（森 太郎君） 日程第4、議案第35号 壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 壮瞥町議会議員及び壮瞥町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第36号

○議長（森 太郎君） 日程第5、議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第37号

○議長（森 太郎君） 日程第6、議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第38号

○議長（森 太郎君） 日程第7、議案第38号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第39号

○議長（森 太郎君） 日程第8、議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（森 太郎君） 日程第9、議案第40号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を受けます。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長（森 太郎君） 日程第10、議案第41号 令和7年度壮瞥町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般3ページ。

3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 総務費の一般管理費の一般管理事業、テレビ受信料82万円についてお伺いしたいと思います。

カーナビのNHKの受信契約に伴う契約料という形で予算化されておりますが、私の記憶が間違いなければカーナビの受信料の契約予算化されたというのは初めてな気がするのですが、もし過去にもあればそれでお答えいただければと思うのですが、8台分ということで82万円。これは恐らく単年度でないのかなという感じがするのですが、この契約に至った、契約の部分の受信料支払いに至った経緯という部分をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

まず1点目、過去にカーナビ関係予算化しているかということですが、そちらにつきましては今年度について町長車1台、こちらについて予算化しております。

2点目、今回そういう形に至った経緯につきましては、全国、全道的にカーナビの受信料を支払っていないという話がございまして、そちらはそういう関係がありまして、我々も調査をしようと思ったときにNHKさんのほうからそちらのほうの調査をしたいということで連絡が来まして、それで我々のほうも総務課中心に受信料を、カーナビ実際ついている車両を確認したところ、その8台があるということで今回計上

いたしました。そちらに至りまして、また長内議員からも質問の中にありました中の経緯部分に関しまして、これは過去納車してから、その時点からの部分を支払いなさいという部分でありますので、そちらまで遡って今回8台につきましては計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君） 過去に遡ってという部分も含めて金額は大きいですから、8台で単純に割ると10万円もなるわけですから、過去の部分もあるのだろうなと認識したのですが、これはNHKのほうから調べた結果、未納になっているということを問合せがあって気がついたというふうに受け止めさせていただいていいのかどうか。これは壮瞥町ばかりでもなくて全国、国も含めて道、市町村、当然この部分調査、NHKしていると思うのですが、それぞれにそういう手続をされて、公用車においてカーナビ設置されて、それがテレビを受信できる状態であればNHKの受信料を払わなければいけないということとして捉えていいのか。というのは、これは公用車ばかりではなくて一般の車も最近はカーナビをつける車両が多いと思います。移動する車ですから、そういう面では受信状態が必ずしもNHKの受信が可能な状態でない場面も当然あると思うのです。そういう中で、家庭にあるテレビの受信料というのは、これは当然であると思いますけれども、一般的の認知としてカーナビ、もしくは携帯電話でテレビが受信できる機能があるものについては、基本的にNHKの受信料支払わなければならぬというふうに捉えることになる。であれば、車を販売する、もしくは後づけでカーナビをつけた場合においては受信機能のあるカーナビについてはどうしますかと。その機能を残しますか、それとも見ないのであれば見えないようにして受信料は払わなくてもいいと、どちらかそれを購入した方に確認を取ってされるべきではないかと思うわけですが、その辺の部分の認識も含めてNHKがどのように協議されたかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

NHK様からは、あくまでもカーナビ、そういう話がやっぱり先ほども申し上げましたとおり全国的に出ているので、壮瞥町におきましてそういう事案があるかどうかという確認の連絡がきました。それをもって、我々もそういう話をNHKさんにも確認を取ろうとしていたところであったものですから、それで我々のほうとしても今回ありますので、関係のいろんな書類等を送ってくださいという話で送ってもらいました。NHKさんから、車を買ったときとか、そういう部分では特に言われている話ではないのですが、もともと放送法の中でもそういう話になっているので、64条の中でも受信設備をあくまでも設置している車ですので、先ほど長内議員からお話ありましたように、受信できない場所もあるよねという話もあるのですが、あくまでも受信設

備を設置している状況であれば支払わなければならぬということがその条項に書かれている以上は支払わなければならぬということもＮＨＫ様のほうから話がありまして、我々のほうで回答をしているところでございます。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○総務課長（土門秀樹君）　すみません、あくまでも法人契約、事業所契約です。個人につきましては世帯ごとで払っていますので、そちらは該当、個人の方はご自身でご自宅でお支払いを、ＮＨＫ受信料を払っていれば車に関しては関係ないと。ただし、事業所として契約されている、例えば壮瞥町、ほかの一般の事業所さんもそうだと思うのですが、車1台、各施設1台ということでカウントされますので、そちらにつきましては支払わなければならぬということで、そういう認識でＮＨＫ様のほうから話をいただきまして、我々のほうも支払う形に進んでおります。

以上でございます。

○議長（森 太郎君）　3番、長内伸一君。

○3番（長内伸一君）　経緯については分かりました。

今ＮＨＫの受信料の在り方については、様々な議論があるとは承知しております。ＮＨＫのその法律というのか、その部分においては従ってという、特に公用車ということで、行政の部分においてはそういう1つの取決めがあるならそれに従わなければならないという、それを受け止めているのかなと思いますが、それはほかの自治体はどうなっているのかという調査も含めて私は確認するべきでないかなと思うのです。

それと、その受信機能を使えなくすると、いわゆるテレビを見れなくなるという、ほとんど、公用車においては特にテレビを見るという機会はそれほど多くはない。ただ、災害ですとか、そういう状況の中で移動しながらでも特にＮＨＫがそういう災害、台風ですとか、いろんな各種災害において情報は正確で早いと思いますので、そういうのを移動中でも確認したいという部分はあるので、何台かは機能を残したいということだと思うのですが、その受信機能を除く場面にも当然これは経費はかかるのでないかなと、ただでは、車のメーカーがやってくれるのか、どこのカーナビのメーカーがやってくれるのか分かりませんが、依頼をしてその機能を外すということになれば、それなりの費用はかかるてくる。それは購入した側がやらなければならぬという、何かちょっとしつくりこない感じがするのですが、その辺についての見解、ほかの行政も同じようにその部分では受信料を払うということをされているのか、その調査をしたかどうかも含めて、していればその結果もお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森 太郎君）　答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君）　ご答弁申し上げます。

近隣につきまして最近聞いたわけではないのですが、過去に聞いたときには幾つか

の市町村ではもう既にカーナビ機能ついていない車両を用意しているところもありますし、やはり我々の町のように実際にこれから支払うというまちもあるということでもちまちでございます。そういう話を近隣には聞いていて、これからどうするか…
…

〔発言する者あり〕

○総務課長（土門秀樹君） そうです。同様にはあるということあります。

〔発言する者あり〕

○総務課長（土門秀樹君） ごめんなさい、申し訳ございません、今撤去費用です。

実際これ受信しなくするためには、アンテナの除去か受信装置を撤去して視聴を停止するということが必要だというふうにＮＨＫ様から言われております。そのまま撤去費用につきましては、当然やはり先ほど長内議員からもお話ありましたとおり、最初からついていない分からないでついているのは事実そういう状態でついているのですが、撤去費用につきましては3,000円ぐらいで、今のアンテナは大体シールで貼ってありますので、そちらとそちらについているコードを撤去するということで視聴不可にして、それをもって受信不能という形になりますので、3,000円から4,000円ぐらいで大体支払いできるのかなという形で考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 私も同じところのカーナビの受信料の部分なのですけれども、今の答弁の中でＮＨＫさんが調査して82万ということになったというふうに聞きましたけれども、この82万の内容です。単純計算では1台10万ということで一台一台ケースが違うと思うのですけれども、どこまで遡って82万というふうになったのか。

それと、契約です。今後の契約、今までの契約どうだったのかもありますけれども、業者に契約以降半額というふうな形の契約があったり、いろんな部分での契約の仕方があるというふうに思うのですけれども、なるべく安くなる契約を進めていただきたいと思いますし、今後の対応としては即時に、もともとはカーナビはもうテレビを見るためのものではありませんので、それをテレビを見ないように即時にアンテナなり、カードなりを抜いて見られないようにして、それで契約を解約するというふうな形に進めていったらどうかというふうに思いますけれども、この部分についてご回答ください。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） ご答弁申し上げます。

1点目、どこまで遡るかということですが、実際ただいまの8台につきましてまず納車、一番古い車ですと平成の26年に納車された車があるので、そちらまで遡るということ、そちらまで遡って支払うような形になります。契約につきましては、今後その契約……まず過去の部分に関しましては満額それぞれ払わなければならぬ

いのですが、先ほど菊地議員からお話をありました今後につきましては事業所割とかつてありますて6か月前払いとか、そういう形とか月別の支払い額というのは前払いにすると幾らでできますよとか、2台目以降だと幾らになりますよということで事業所割引というのが適用されますので、そちらをうまく活用してそれで支払っていく。

もう一点、3点目なのですが、不要な車、我々考えていますのは、町長車につきましては先ほど長内議員とか菊地議員からもお話を出していました町外に出る車とか、町外に出て多く活用したり、災害あったときに使うような町長車は外に行って情報を得るためにやはりカーナビが必要ですので、そちらは支払っていく形になると思うのですが、ほかの数台につきましては今のところ撤去です。速やかに撤去してNHKさんの料金をなるべく少ない料金で済むような形で撤去して進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 1点だけ確認しますけれども、この82万の中に2023年4月から施行をされた未契約者に対して正当な理由がなく期限まで受信契約の申込みをしなかった場合の受信料の2倍に相当する割増金が請求されるというふうな制度が設けられましたけれども、これに該当しているのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、総務課長。

○総務課長（土門秀樹君） そちらに関して詳しくまで私のほうも承知してはいないのですが、そちら多分恐らく入っていないと思う、通常どおりの支払いで済むのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 佐藤恵君。

○5番（佐藤 恵君） 町有住宅管理費について伺いたいと思います。

今回550万の補正で当初予算では2,180万を計上して住宅の建設、これを取り組むということで議決され、8月7日に請負金額2,139万5,000円で契約したと。これは別紙の資料で情報を得たのですけれども、その結果、建物の解体等によって想定以上の劣化状態があったので、まず全体で550万、そしてその中には、あそこは消防の昔の詰所ですか、そのために鉄塔が建っております。それを撤去する費用も550万に含まれているのだということだと私は理解したのですけれども、この鉄塔の撤去費は550万の補正の中でどの程度占めているのか伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

補正いたします550万円のうちの鉄塔の撤去費が幾らかということだと思いますけれども、鉄塔の除却に係る費用としましては約150万円を見込んでおります。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤恵君。

○5番（佐藤 恵君） その点については理解しました。

そこで、この補正と関係はありませんけれども、現在 453 が今工事をやって、私たちが理解しているのは 7 年度には開通するのではないかと、そういう理解をしているのですけれども、今の 453 の国道の工事の進み具合、どの程度進んでいて、そして年度内の開通が可能なのかどうか。もしもそのような情報があれば、お答え願いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 建設課長。

○建設課長（山崎清輝君） ご答弁申し上げます。

国の工事ですので、正確なところといたしましては分からぬのですけれども、一応開発局のほうと我々の情報交換をしているところでいきますと、工事のほうは順調に進んでいるということでありまして、予定どおりといいますか、令和 7 年度中での開通を予定しているということで伺っております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 4 ページ。

5 番、佐藤恵君。

○5番（佐藤 恵君） 保健衛生費、保健衛生総務費について伺います。

会計年度任用職員の報酬等で今回 185 万の補正の提案ですけれども、この任用職員採用に至った経緯、そして任用職員が果たす想定される事務量、これはどの程度なのか。

2 点目として、環境衛生費で害虫駆除委託料 53 万の補正ですけれども、当初予算で 102 万 3,000 円を計上し、補正の理由として蜂駆除件数の大幅な増加ということで説明がありましたけれども、この大幅な増加というのを私はやはり数的に予算組むときはどの程度想定したけれども、実際に今年は蜂が多くて件数はこれだけ増えたのですよという数的な数字で示していただいたほうが理解しやすいのではないか、そういう面で今申し上げた点について最初に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） まず、私のほうから会計年度任用職員について説明をさせていただきます。

今回の会計年度任用職員の募集については、8月末に保健センターの社会福祉士が退職したということに伴って人が欠員となったので、募集しているということで採用を募集しております。仕事については、主に社会福祉のほうの仕事を重点的にお願いしたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

害虫駆除委託料の関係ですけれども、令和6年度との比較ですけれども、令和6年度の8月末までの実績で53件だったものが令和7年度、今年度の8月末では111件の実績がありまして大幅に増えているということで補正させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 太郎君） 5番、佐藤惣君。

○5番（佐藤 惣君） 蜂のほうについては理解いたしました。

そこで、任用職員の件です。このことについて再質問をさせていただきます。今その理由説明がありました。8月末で退職した職員の後を任用職員で業務を遂行するということを分かったのですけれども、その仕事を現在の職員体制でできないのか。私は何か見ていますと、安易に任用職員の採用に走っている面が見られる、そのように感じているのです。そういう面で私は現在の人事配置でできないのか。

そして、任用職員採用の基本的な町の考え方、これについても伺いたいと思います。

以上、2点です。

○議長（森 太郎君） 答弁、住民福祉課参事。

○住民福祉課参事（大内宏二君） ご答弁申し上げます。

今現在社会福祉の仕事というのは、昨年度までは職員2人の会計年度任用職員の3名体制でやっておりましたが、今年の人事異動で職員が2人異動となりまして、会計年度と私が参事兼社会福祉のほうもやって2人体制として今やっております。ということで、人事1人欠という形になっておりますので、やっぱり任用が必要だということと考えております。

以上です。

○議長（森 太郎君） よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 次に、一般5ページ。

5番、佐藤惣君。

○5番（佐藤 惣君） 商工観光費です。

今回1,200万の補正が提案されております。このことについて伺いたいのですけれども、利用者の利便性を図るため、この前の予算で計画したものを再検討した結果、改修範囲が広がったのだと。また、それと同時に人件費とか資材費の高騰を補正の理由として挙げておりますけれども、計画よりどの程度改修範囲が広がったのか、その内容。また、この1,200万の中で人件費と資材費の高騰と挙げておりますけれども、その占める割合です。これはどの程度なのか具体的に伺いたいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

1点目の改修範囲と計画の規模がどのように変更になったかというご質問でございました。当初の計画では、中央の入り口と既存の店舗改修ということで 35 平米の改修を計画しておりました。しかし、先般の全員協議会、それから指定管理者や専門家の意見を織り交ぜまして検討した結果 55 平米、ちょうど 24 時間トイレ側に拡張をするというふうな形になったのが経緯でございます。

2点目、人件費の占める割合ですか、人件費と物価資材の高騰で一応設計会社のほうにその内訳を出してほしいということでお願いをしたところ、全体の約 300 万程度がそういった資材、道の単価であったり、あとは見積りを取ったりする中でまた計画が変更していく中のその資材の部分も含めると大体 300 万程度、この中に入っていると。また、工事費も全体が実はもうちょっと高いのですけれども、事業計画の中で拡充工事の何とか安く収められないかとか、いろんな見直しも行った中でこの 1,200 万という数字になった次第でございます。

以上です。

○議長（森 太郎君） 7番、菊地敏法君。

○7番（菊地敏法君） 私も同じようべつ情報館機能拡充工事の部分で質問したいと思いますけれども、この 1,200 万円は工事請負費の中に全部含まれているというふうに思います。当初は第 2 世代交付金ということで半額の国費が入るということで説明ありましたけれども、この 1,200 万円はその対象になるのかどうか、それを伺いたいというふうに思います。

それと、今後のスケジュールです。そういうふうに設計が変更になると大分変わるとと思うのですけれども、予定では工事期間が 11 月から 3 月ということになっていましたけれども、これがずれ込むおそれがあるのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（森 太郎君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

第 2 世代交付金の対象になるかどうかということで、先ほどご答弁申し上げた中で計画の変更ということを申し上げましたが、都度都度ということではなくて 10 月に企画財政課のほうでこの計画全体についての変更を挙げるという中で対象になるようになりますからお願いをしていくと。当初よりやはり変わってきている部分もあるものですから、それぞれの個別の工事においてこういうふうに変わります、それについて交付対象にということの作業がこれから生まれてくるというわけでございます。ということで、それにつきましてはこれからということになります。

2点目のスケジュールなのですが、今全員協議会で議員の皆様からご指摘をいただいたことも踏まえて指定管理者や設計会社と数回にわたって打合せをしていく中で、

やはりちょうど果物が終わる 11 月から 5 か月の中でできるように今スケジューリングを逆算して、この時間のない中でこういう補正をさせていただくような形を取らざるを得ないということをおわびしたいのですけれども、間に合わせて今年度中によりよきものをつくり上げられるように今鋭意努力しているところでございまして、これについては当初の予定どおりということで認識しております。

以上でございます。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 次に、歳入について、一般 1 ページ。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 続いて、一般 2 ページ。ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 次に、給与費明細書について。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 次に、第 1 表、歳入歳出予算補正について。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 次に、第 2 表、地方債補正についてありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 次に、条文及び補正予算全体について。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 41 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号 令和 7 年度壮瞥町一般会計補正予算（第 4 号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第 42 号

○議長（森 太郎君） 日程第 11、議案第 42 号 令和 7 年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 令和7年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第43号

○議長（森 太郎君） 日程第12、議案第43号 令和6年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第43号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号については、議長を除く全員の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において選考することに決しました。

選考結果についてご報告いたします。委員長に佐藤惣君、副委員長に湯浅祥治君を選任することに決しました。

お諮りいたします。ただいまの報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員長に佐藤恵君、副委員長に湯浅祥治君を選任することに決しました。

◎報告第5号

○議長（森 太郎君） 日程第13、報告第5号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第5号を終結いたします。

◎意見案第2号

○議長（森 太郎君） 日程第14、意見案第2号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

4番、毛利爾君。

○4番（毛利 爾君） 意見案第2号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書の提案理由の説明を申し上げます。

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しております、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッショングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要である。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靭化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

2、第1次国土強靭化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。

3、人流、物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5、冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上について、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、提出先につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣。

以上であります。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 國土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議長（森 太郎君） お諮りいたします。

議事の都合により9月6日から9月10日までの5日間休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、9月6日から9月10日までの5日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（森 太郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

9月11日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時04分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

令和7年壮瞥町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和7年9月11日（木曜日） 午後 2時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第43号 令和6年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 報告第6号及び議案第44号について

日程第 4 議員の派遣について

日程第 5 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（9名）

1番 山 本 獻 君	2番 加 藤 正 志 君
3番 長 内 伸 一 君	4番 毛 利 爾 君
5番 佐 藤 恣 君	6番 湯 浅 祥 治 君
7番 菊 地 敏 法 君	8番 真 鍋 盛 男 君
9番 森 太 郎 君	

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	原 收 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	石 塚 季 男 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	土 門 秀 樹 君
企画財政課長	澤 井 智 明 君
企画財政課参事	姥 名 雄 一 君
住民福祉課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課参事	大 内 宏 二 君
産業振興課長	篠 原 賢 司 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建設 課 長	山 崎 清 輝 君
生涯学習課長	河 野 圭 君
選管書記長（兼）	土 門 秀 樹 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長（兼） 小 林 一 也 君

◎開議の宣告

○議長（森 太郎君） これより本日の会議を開きます。
(午後 2時30分)

◎議事日程の報告

○議長（森 太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（森 太郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において
1番 山本 勲君 2番 加藤正志君
を指名いたします。

◎議案第43号

○議長（森 太郎君） 日程第2、議案第43号 令和6年度壮瞥町各会計歳入歳出
決算認定についてを議題といたします。
議案第43号については、9月5日の本定例会において決算審査特別委員会に付託
された審査案件でありますので、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

5番、佐藤恵君。

○決算審査特別委員会委員長（佐藤 恵君） 決算審査特別委員会審査報告を申し上
げます。

令和7年9月5日開催の第3回定例会において、議長を除く全員の議員で構成する
決算審査特別委員会を設置し、本特別委員会に付託されました議案第43号 令和6
年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを、9月8日から11日までのうち3日
間特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました結果、次の結論を得ましたので、審
査の経過と結果をご報告いたします。

事件名、議案第43号 令和6年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定について。

審査の経過、特別委員会の開催、議案第43号を審査するための特別委員会を次の
とおり開催しました。総務、経済常任委員会の2分科会による書類審査等の審査を9
月8日から9日までの2日間、議案審議を9月11日の1日間。

特別委員会に出席した委員、特別委員会に職務のために出席した者、特別委員会に
出席した説明員の氏名は、お手元に配付の書面のとおりであります。

特別委員会の結論、議案第43号 令和6年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定につ
いては、関係書類、支出証書、資料等の審査を実施した中で疑問点、問題点等につい

て質疑の中で理事者及び担当課長等の説明を受け、慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審議の中での課題等については、十分な協議検討をされるよう望みます。

以上、決算審査特別委員会に付託されました議案第43号 令和6年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についての審査の経過と結果を申し上げ、報告といたします。

決算審査特別委員会委員長、佐藤惣。

以上で報告を終わります。

○議長（森 太郎君） 決算審査特別委員会委員長の報告に対して質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

本議案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は全て原案のとおり認定すべきものであります。

本議案は、決算審査特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号については決算審査特別委員会委員長の報告のとおり原案のとおり認定されました。

◎報告第6号及び議案第44号について

○議長（森 太郎君） 日程第3、報告第6号及び議案第44号についてを議題いたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（厂原 收君） 令和7年第3回定例会に追加提出いたします議件は、報告第6号の1件、議案第44号の1件、合計2件であります。

その内容についてご説明いたします。報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき議会への報告が義務づけられております実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政健全化の指標及び公営企業に係る資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。実質赤字比率につきましては一般会計の赤字を示す指標であり、連結実質赤字比率は町の全ての会計の赤字を示す指標ですが、それぞれ赤字は生じておりません。実質公債費比率は公債費の大きさを示す指標で、8.2%となっております。将来負担比率は翌年度以降に負担する債務の大きさを示す指標ですが、算定結果はゼロ以下となっております。

なお、令和6年度財政健全化審査意見書になりますが、118ページの2の審査結果にあります（1）の総合意見において健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるとされており、（2）の個別意見におきましてもそれぞれ良好な状態にあると認められるとする評価をいただいているところであります。

次に、資金不足比率についてですが、資金不足比率は経営状況の悪化の度合いを示す指標ですが、各会計において資金不足は生じておりません。

なお、令和6年度公営企業会計経営健全化審査意見書になりますが、119ページの2の審査の結果にあります（1）の総合意見におきまして資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められるとされており、（2）の個別意見におきましても良好な状態にあると認められるとする評価をいただいているところであります。

なお、報告第6号の表中に財政の健全化の必要性を判断する指標となります早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準を記載しておりますので、参考にしてください。

以上、報告第6号の説明は以上となります。

○議長（森 太郎君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） 次に、私から人事案件についてご説明をいたします。

議案第44号 教育委員会教育長の任命について。

下記の者を教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

教育長の任命についてでありますが、現教育長の谷坂常年氏は令和元年8月1日付で教育長に就任して以来3期6年2か月にわたり本町教育行政の適正な執行に努めていただいておりますが、令和7年9月30日をもって任期満了となりますことから、このたび新しい教育長として柴田暦章氏を選任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

柴田暦章氏は、北海道教育大学旭川分校を卒業後、網走市立南小学校、上湧別町立

中湧別小学校の教諭や北海道教育庁生涯学習推進局など行政での勤務を経て、平成28年4月から久保内小学校校長、平成31年4月から壮瞥小学校校長としてそれぞれ3年間勤務され、現在は洞爺湖町立洞爺湖温泉小学校の校長として勤務されております。

柴田氏は、温厚誠実で豊富な勤務経験を有し、校長として着任された久保内小学校では、小規模校の特色を生かした教育を実践し、円滑な休校措置と実質1校となった壮瞥小学校の校長として堅実な経営に尽力された方であり、本町の教育長として最適任と判断いたしておりますので、議員の皆様のご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、別に履歴書を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

以上が追加提出いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（森 太郎君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

日程第3のうち報告第6号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率等についてを議題といたします。

質疑を受けます。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

以上で報告第6号を終結いたします。

日程第3のうち議案第44号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

質疑を受けます。

5番、佐藤恵君。

○5番（佐藤 恵君） 現教育長が今回の選任に当たり上程されなかったことに私は正直言ってショックを受けました。従来の教育長の選任については、一部例外を除き町内、すなわち役場職員からの選任が多い中、谷坂さんは教育の現場経験も長く、また壮瞥高等学校長として赴任、その後教育長に選任され今日を迎えております。現教育長は教育の現場を知り、壮瞥中学校の建設をはじめ、学校教育、社会教育の振興について真剣に考え取り組まれたこと、また家族の皆さんも壮瞥町で生活され、別な言葉で言いますと任期中だけの腰かけ的なものではなく、家族も壮瞥町に移り、各種社会教育活動に参加されていたことは今までにない、また今後も引き続き活動が期待され、谷坂さん本人も自治会長を引き受け地域活動に参画しておりました。中学校の建設も完了し、次の教育の振興は教育振興計画の基本としている壮瞥型一貫教育の着実な推進にあるのではないかと私は考えております。

さらに、老朽化した壮瞥高校の校舎をはじめ、生徒数の減少による今後の高校の在り方などなど久保内小学校の休校としていることも一日も早く結論を出し、解決しな

ければならないときを迎えております。

あと3年、1期を務められること、そして壮瞥町のまちづくり、教育の振興が着実に進められることを考えるとき、継続して務められることを私は望んでいましたが、このような経緯になったことについて町長の説明を求めたいと思います。

以上です。

○議長（森 太郎君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） ご答弁を申し上げます。

教育長の任命に当たりましては、教育長からは今年度に入ってから今期をもって勇退したい、退職したいという話があり、慰留再考をお願いしましたけれども、意思が変わらず、残念ではありますが、受け入れたところであります。教育長は、今佐藤議員がおっしゃったように、壮瞥型小中一貫教育の導入や中学校の整備といった事業の推進などに力を発揮され、本町教育の推進にご尽力をいただいた方であり、私からも心から感謝を申し上げたい、このように思っているところであります。

教育長の意志が固いということもありまして、後任の選任に当たってきたところでありますけれども、町政や教育行政の課題、今佐藤議員もおっしゃったような課題を解決し、施策を推進することを基本に教育委員会や学校現場を統括する立場で人格、品格ともに優れ、危機管理も含め的確な判断力と判断を基に指導力を発揮し、安全で安心して学べる学校づくりや地域を活性化させる力を有する方、そういう着眼点で今回の提案をさせていただいたところであります。柴田氏は、温厚、誠実で勤勉で実直な方であります。履歴書にあるとおりでありますけれども、胆振管内出身であり、学校現場に加えて社会教育施設や北海道教育庁など豊富な勤務経験を有している方であります。

先ほど提案理由の中でも申し上げましたけれども、校長として着任された久保内小学校では、小規模校の特色を生かした教育を実践し、地域の皆さん之力を子供たちの育成につなげるためP D C Aといった枠組みをつくり、また児童数の激減という課題には私も教育長としておりましたけれども、町教育委員会と連携し、休校措置という難しい課題に地域と保護者との調整力に力を発揮された方であります。実質1校となった壮瞥小学校の校長に着任した後は、久保内校区の児童への配慮などから円滑な運営に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症蔓延期における危機管理など、堅実な経営に尽力されるなど6年間で壮瞥町で活躍され、保護者、地域からも信頼の厚い方と、そのような以上のことから本町の教育長として、後任として適任と判断して提案したところであり、議員の皆様のご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（森 太郎君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 教育委員会教育長の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議員の派遣について

○議長（森 太郎君） 日程第4、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（森 太郎君） 日程第5、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（森 太郎君） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員長、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（森 太郎君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和7年壮瞥町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 2時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

署名議員

署名議員